

令和5年第2回栗原市教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和5年2月13日(月) 午前10時

2 招集場所 金成庁舎201会議室

3 出席委員

1番 只見直美委員 2番 蘇武徳行委員
3番 久我一仁委員 4番 千葉みどり委員

4 説明のため出席した者

教育長	佐藤新一
部長	三塚満
次長	尾形寿美
次長	菅原健志
教育総務課長	菅原浩志
学校教育課長	菅原主税
学校教育課副参事	菅原博
社会教育課長	佐々木克則
文化財保護課長	千葉長彦
教育研究センター副参事	遠藤俊哉

5 本委員会の書記は次のとおりである

教育総務課長補佐 高橋一人

6 出席点呼・開会

午前10時

教育長 本日、教育長及び教育委員の過半数が出席しておりますので、直ちに会議を開きます。

7 教育委員会会議録の承認

教育長 3 教育委員会会議録の承認について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 (令和5年1月25日開催の令和5年第1回栗原市教育委員会定例会の概要を説明)

教育長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、異議なしと認め、令和5年第1回栗原市

教育委員会定例会の会議録は、承認することとします。

8 教育委員会会議録署名委員の指名

教育長

4 教育委員会会議録署名委員の指名を行います。

1番 只見委員、2番 蘇武委員 に会議録の署名をお願いします。

9 教育長報告

(1) 一般事務報告

教育長

5 教育長報告を行います。

(1) 一般事務報告について、配布資料をご覧ください。

第1回教育委員会定例会後の主な対応事業について説明いたします。

1月27日、「輝く日本一くりはら大賞贈呈式」が本庁舎で開催されました。日本一になった市民の方を表彰するものですが、今回は、剣道で日本一になった若柳中学校3年の久保さんが市長から表彰されました。栗原で剣道の日本一は初めてということです。

2月1日には、「栗原市総合教育会議」が開催されました。委員の皆様にもご出席いただきました。

2月2日、築館中学校PTAが文部科学大臣から表彰され、その受賞報告会が本庁舎で行われました。築館中のPTA会長さんが来庁され、受賞の報告をいただきました。

2月3日には、「第58回春を呼ぶ裸たるみこし」が一迫で行われました。当日はかなり寒い日でしたが、40人近い参加がありました。

次に、児童・生徒及び教職員の状況です。別紙2をご覧くださいと思います。不登校関係は、小学生22人、中学生65人という状況です。問題行動については、授業抜け出しが99件ということで3桁を切りました授業妨害は116件です。

事故・けが等については、交通事故が1件、その他については、虐待及び虐待の疑いが1件、ストーカー行為が1件となっております。ストーカー行為については、保護者の協力を得ながら、警察と連携して対応しているところです。

以上となりますが、何か、質問はございますか。

蘇武委員

不登校者のうち、その月の全欠者について、中学3年生で30日以上の全欠者が7人とありますが、それ以外の不登校者の28人は、ある程度の頻度で学校に登校しているということですか。

学校教育課副参事

具体的な頻度については、ただいまデータを持ち合わせておりませんが、全欠者以外については、しばしば学校に登校しております。

蘇武委員

全欠の7人については、殆ど学校に来ていない状態ということだと思いますが、これらの生徒の状況を、学校ではどのように把握して、対

応していますか。

学校教育課副参事

学校としては、家庭訪問や電話連絡などで継続的に状況把握を行い、生徒との繋がりをもつように努めております。

蘇武委員

学校も教育委員会も「何もしてくれなかった」ということにならないよう継続的に状況を把握し、指導の記録を残すなどして対応していただきたいと思います。

久我委員

問題行動の中に「対教師暴力」が小学校で2件報告されていますが、どの程度の暴力で、先生に怪我などはなかったのか、お聞きかせください。

学校教育課副参事

対教師暴力として2件報告されているもののうち、1つは、体育の時間にふざけていた児童が先生から注意されたことに怒って、先生を押してしまったというもの。もう1つは、授業中に先生から注意されたことに対して、担任の先生をパンチしてしまったというものです。その後、担任の指導もあって和解しております。いずれも通院するような怪我はないようです。

只見委員

問題行動の「対教師暴力」、「器物損壊」、「授業抜け出し」の各項目で報告されている3年生のAという児童は、同一人物ですか。

学校教育課副参事

問題行動については、項目ごとに「児童A、児童B…」と表記しますので、項目が異なるものは、同じように「児童A」と表記されていても、同一人物ではありません。場合によっては、同一人物ということもありますが、今回の報告については、別人です。

教育長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、(1) 一般事務報告を終わります。

(2) 専決処分報告

教育長

次に(2) 専決処分報告です。

報告第1号 専決処分の報告について(令和5年第1回 栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見について)、内容の説明を求めます。

教育総務課長

定例会資料1の5ページをご覧ください。報告第2号 専決処分の報告についてであります。

令和5年第1回栗原市議会定例会に提案する教育関係議案に対する意見を栗原市長から求められたことについて、栗原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 意 見 異議なし

2 専決年月日 令和5年2月6日

令和5年2月13日提出、栗原市教育委員会教育長でございます。

本件につきましては、2月14日開会の市議会定例会に提案する教育関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長より教育委員会の意見を求められたことに対し、異議の無い旨、回答したものであります。

定例会資料2の1ページをお開きください。

提出議案につきましては、予算議案2件、条例議案2件、その他議案1件となっております。

2ページをお開きください。はじめに、議案第1号令和4年度栗原市一般会計補正予算（第12号）の主な内容を説明いたします。

7ページをお開きください。第2表 繰越明許費についてであります。繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めるものであります。教育関係につきましては、表の下から4行目

10款 教育費 5項 社会教育費において、公民館整備事業として、志波姫公民館建設工事に関わる建築工事費など7千440万円を、次に遺跡等整備事業として、入の沢遺跡整備の用地取得費1千420万5千円を、次に社会教育施設事業として、みちのく伝創館の空調設備更新工事費1千237万2千円を、次に6項 保健体育費において、総合体育館事業として、栗駒総合体育館会議室等空調設備更新工事費1千212万4千円を、同じく6項 保健体育費において、総合運動施設管理事業として、金成野球場バックネット修繕工事費701万円を、次に、給食センター整備事業として、一迫学校給食センター空気調和機緊急修繕工事費1千10万9千円を、次に、表の最後の項目の11款 災害復旧費 3項 その他公共施設・公用施設災害復旧費において、明許繰越を予定している全体の額9千546万4千円うち、教育関係予算として、昨年3月に発生した地震被害に伴う、南部学校給食センターの災害復旧工事費や、昨年7月の大雨被害に伴う、築館小学校南側の法面の災害復旧工事費で、4千346万4千円を翌年度に繰り越すものであります。

以下、令和4年度の補正予算（第12号）は10ページまでが予算議案となります。

次に、補正予算に関する説明書を説明いたします。25ページからが補正予算（第12号）の説明書になります。今回の補正予算では、各事業の決算額を見込み、不用額を減額するなどの内容となっておりますので、予算補正の主なものをご説明いたします。

まず、28ページをご覧ください。歳入の予算補正であります。ページの中段に記載の14款2項6目 教育費負担金については、

他市町村から市立幼稚園の広域利用を行う児童数の減少に伴い、給付費負担金及び利用費負担金の予算を減額するものであります。

次ページをご覧ください。15款1項7目 教育使用料については、昨年3月の地震被害による災害復旧工事により、栗原文化会館のホールを利用停止としたことなどにより、社会教育施設使用料の予算を減額するものであります。

同じく、29ページの16款1項3目 教育費国庫負担金については、預かり保育事業の延べ利用日数の減に伴い、子育てのための施設等利用給付交付金の減額などをするものであります。この事業は、国庫負担金のほか、県負担金の減額も行っております。

30ページをご覧ください。16款2項6目 教育費国庫補助金については、幼稚園における新型コロナウイルス対策に要するマスクや衛生管理経費への補助として、教育支援体制整備事業費交付金の追加などを行うものであります。

33ページの中段をご覧ください。22款6項2目 雑入については、8節 教育費雑入として、栗原文化会館入場券売捌収入などを減額するものであります。

次に、歳出の予算補正になります。35ページをご覧ください。

2款1項5目 財産管理費では、旧鶯沢中学校解体工事費の決算額を見込み、委託料及び工事請負費を減額するものであります。

36ページの上段をご覧ください。3款2項7目 放課後児童クラブ事業費では、放課後児童クラブ事業委託料の決算額を見込み、委託料を減額するものであります。

37ページの下段からが、10款 教育費になりますが、そのほとんどが、各事業の決算額を見込み、不用額を減額するなどの内容となっておりますことから、主な補正予算をご説明いたします。10款1項2目 事務局費では、いじめ防止対策調査委員会委員の報酬や旅費を追加、次ページの38ページをご覧ください。同じく、決算見込みにより、スクールバス運行等委託料を減額するものであります。2項 小学校費及び3項 中学校費では、決算見込みにより、各種大会参加補助金などを減額するものであります。

39ページの4項 幼稚園費では、歳入でも説明いたしましたが、他市町村からの広域利用を行う児童への給付費負担金などを減額するものであります。

5項 社会教育費では、1目 社会教育総務費で、栗原文化会館の災害復旧工事により開催できなかった公演事業委託料などの減額を行うものであります。

40ページ下段に記載の6項 保健体育費では、1目 保健体育総務費で、市内全地区の運動会中止決定により、地区運動会開催補助金などを減額するものであります。

41ページの11款3項1目 その他公共施設・公用施設災害復旧費では、昨年3月に発生した地震被害や、昨年7月の大雨被害に伴う教育関係施設の災害復旧費の決算額を見込み、委託料及び工事請負費を減額するものであります。

以上が、令和4年度の補正予算（第12号）の内容になります。

続きまして、11ページをご覧ください。議案第9号 令和5年度栗原市一般会計予算は、17ページまでが議案となります。

教育関係の予算概要につきまして、予算に関する説明書で主なものを御説明いたしますので、46ページからが令和5年度の当初予算の説明書になります。

まず、50ページをご覧ください。歳入予算です。

15款1項2目 民生使用料については、放課後児童クラブの全体利用者数を1千27人と見込み、3千468万3千円としております。

次に、53ページをご覧ください。16款1項3目 教育費国庫負担金は、預かり保育利用者の減少を見込み、子どものための教育・保育給付費交付金を減じたことにより、4千329万6千円としております。

55ページをご覧ください。16款2項5目 教育費国庫補助金については、栗原南中学校校舎等大規模改修事業の令和4年度完了による学校施設環境改善交付金の減のほか、仙台藩花山村寒湯番所跡保存整備事業の実施にかかる補助金などにより、1千939万8千円としております。

60ページをご覧ください。22款6項1目 学校給食費負担金については、令和5年度からの市立学校における学校給食費無償化に伴う、学校給食費負担金の減により、3千487万7千円としております。

次に、歳出予算になります。64ページをご覧ください。2款1項5目 財産管理費では、旧高清水中学校校舎等の解体工事実施設計や、旧鶯沢体育館及び旧若柳公民館の解体工事などを実施することとしております。

66ページをご覧ください。3款2項7目 放課後児童クラブ事業費では、これまでと同様に、市内12箇所の放課後児童クラブを運営するほか、旧若柳よしの幼稚園園舎を若柳放課後児童クラブとして利用するための改修工事を行うこととしております。

69ページをご覧ください。70ページにかけての10款1項2目 事務局費では、25人を標準とする学級編制を含む少人数学級推進事

業を継続して実施することとしております。

75ページをご覧ください。10款2項3目 学校建設費では、若柳小学校校舎大規模改修工事の設計業務や空調設備などの小学校施設の改修を実施することとしております。

78ページをご覧ください。10款3項3目 学校建設費では、学校施設非構造部材耐震調査や貯水槽などの中学校施設の改修を実施することとしております。

78ページから80ページまでの10款4項1目 幼稚園費では、空調設備などの幼稚園施設の改修のほか、幼稚園給食費の完全無償化に伴い、他市町村の公立幼稚園に通園する幼児の給食費無償化に係る負担金と、私立幼稚園に対する補助金を交付することとしております。

82ページをご覧ください。10款5項2目 公民館費では、志波姫公民館の建設工事を引き続き行うとともに、一迫公民館の整備検討委員会を設置し、ご意見をいただくこととしております。

83ページから85ページにかけての4目 文化財保護費では、史跡伊治城跡の整備に向けた市内遺跡発掘調査事業及び仙台藩花山村寒湯番所跡保存整備事業を行うこととしております。

85ページをご覧ください。5目 社会教育施設管理費では、若柳総合文化センター施設整備事業として、大ホール舞台機構設備改修工事を行うこととしております。

87ページをご覧ください。10款6項2目 体育施設費では、一迫テニスコート改修事業として、コートの人工芝改修工事を行うこととしております。

87ページから88ページにかけての10款6項3目 学校給食費では、南部学校給食センターの計画的な修繕等事業を行うこととしております。また、市立学校における学校給食費の無償化に伴い、市内に住所を有し、特別支援学校や特別な事情により市立学校に通学することが困難な児童生徒を対象に、学校給食費補助金を交付することとしております。

以上が、令和5年度の当初予算の主なものになります。

続きまして、18ページをご覧ください。議案第28号 栗原市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、19ページが改正条例になります。

詳細は、新旧対照表でご説明させていただきますので、102ページをご覧ください。この改正は、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が令和4年6月に成立・交付され、法律で規定される「子ども・子育て支援法」の一部が改正されたことに伴い、引用している法律の条項番号を改めるものであります。

表の右側が、現行の条例、左側が改正案となり、朱書き部分が改正を行う箇所となります。第2条第2号中の「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改めるとともに、同条第3号中の「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改めるものであります。

19ページの改正条例をご覧ください。下段に記載の附則では、この条例の施行日を令和5年4月1日とするものであります。

以上が、栗原市立幼稚園預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例の説明になります。

続きまして、20ページをご覧ください。議案第29号 栗原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、次ページの21ページと22ページが改正条例になります。

詳細は、新旧対照表でご説明させていただきますので、103ページをご覧ください。この改正は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令」の改正に伴い、放課後児童健全育成事業者に対して、安全計画の策定等の義務化、自動車運行時の利用者の所在確認の義務化、感染症及び食中毒の予防等に必要な措置の規定を加える改正を行うものであります。

表の右側が、現行の条例、左側が改正案となり、朱書き部分が改正を行う箇所となります。まず、現行の第6条の次に、見出しを「安全計画の策定等」とした第6条の2及び、見出しを「自動車を運行する場合の所在の確認」とした第6条の3の2つの条を加えるものであります。第6条の2では、

- ・放課後児童健全育成事業者における安全計画の策定や安全計画に従った必要な措置を講じること。
- ・職員に対し、安全計画の周知や、研修及び訓練を実施すること。
- ・保護者に対して、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。
- ・安全計画の定期的な見直しや変更を行うこと。

を規定するものであります。

第6条の3では、放課後児童健全育成事業者は、自動車運行をする場合に利用者の所在を確実に把握することができる方法により確認することを規定するものであります。

104ページをご覧ください。第12条の次に、見出しを「業務継続計画の策定等」とした第12条の2を加えるものであります。

第12条の2では、放課後児童健全育成事業者は、

- ・事業所ごとに、「業務継続計画」を策定し、業務継続計画に従った必要な措置を講じること。

- ・職員に対し、業務継続計画の周知や研修及び訓練を実施すること。
- ・業務継続計画の定期的な見直しや変更を行うこと。

を規定するものであります。

次に、第13条第2項中の「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めるものであります。

22ページ、附則をご覧ください。この条例の施行日を令和5年4月1日とすること、及びこの条例の施行の日から令和6年3月31日までの間の経過措置を規定しております。

以上が、栗原市放課後児童健全育成事業の設備及運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明になります。

続きまして、23ページをご覧ください。議案第30号 財産の取得について説明いたします。まず、財産の取得目的でございますが、平成29年に国史跡となった入の沢遺跡は、令和2年3月10日に追加指定を受けましたが、その大部分は民間所有地であることから、史跡入の沢遺跡を適切に保存し、将来的な活用に資するため、国庫補助事業として史跡指定地を取得しようとするものであります。

取得しようとする財産につきましては、24ページをご覧ください。

土地の所在は、栗原市築館字城生野入の沢23番2の一部、外7筆で、面積は、3万5千379.19平方メートル、地権者は、株式会社コフレ及び栗原市築館地区在住の1名となっており、令和4年12月23日及び令和5年1月10日に仮契約を締結いたしました。

また、取得の対象である土地に所在する立竹木の取得については、土地売買仮契約と同日に物件売買仮契約を締結しております。

23ページをご覧ください。取得金額につきましては、土地及び立竹木を合わせ、2千734万2千433円となり、

売買価格の合計が、2千万円を超え、かつ売買面積が5千平方メートルを超えることから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるとあります。

以上が、報告第2号の専決処分の報告の説明を終わります。

説明が終わりました。質問はございませんか。

教育長

蘇武委員

若柳公民館が新しくなり、志波姫公民館の整備も進んでおりますが、今後、公民館をどのように管理していくのか、お聞きしたいと思います。民間委託になるのか、市の職員を置いて運営するのか、市の考え方を教えてください。

社会教育課長

現在は、管理を民間にお願いしているものが殆どです。志波姫公民館

は来年度11月の完成予定となっており、年度内の管理については民間委託を考えております。

蘇武委員

管理は、殆どが管理業者の方が行っているわけですが、公民館は地域との関わりが深いので、管理業者の方には、地域の様々な仕事を引き受けてもらっている部分があると思います。ただ、会社によっては、契約の関係で施設管理以外のことはできないというところもあって、対応していただけない場合もあるようです。民間委託するにあたって、可能であれば、地域活動に対する協力など柔軟に対応できるような契約ができないものか、検討をお願いしたいと思います。

教育部長

地域活動のお手伝いに関する部分について、委託契約の中で業務内容とするのは、現実的には難しいと思われま。

委託ではない形の先行事例になるかと思いますが、令和5年度の企画部の予算で「集落支援員」の配置を行うこととしております。現在、一迫地区で4地区にコミュニティ組織があり、各地区の公民館を管理していただいておりますが、令和5年度から、地域に精通した方を「集落支援員」として各地区に配置して、地域活動に関わっていただくということを考えております。これまでのような施設管理業務の中での対応が難しいものについては、今後、集落支援員が中心となって地域活動を進めていくという形が広まっていくことで、先ほど、蘇武委員さんからの話にもあった、問題の解決に繋がっていくのではないかと考えております。

久我委員

学校給食費についてお聞きしたいのですが、学校を卒業した方の給食費の滞納に関してはどのように対応されているのか、お伺いします。

教育総務課長

市では、学校給食費の徴収事務は、学校ではなく教育総務課で行っております。学校には、納付忘れなどに関する催告の協力をいただくことがあります。基本は、教育総務課で対応しております。卒業された方についても、保護者の方と連絡をとりながら回収に努めているところです。

久我委員

学校給食費には時効はありますか。

教育総務課長

学校給食費は私債権となり、民法上の時効がありますが、「時効の援用」がなされない限りは、債権が消滅するということはありません。悪質な滞納者に対しては、裁判などの法的手段によって財産の差し押さえを行う場合もあります。

只見委員

旧若柳公民館の跡地利用についてですが、旧公民館の敷地内には、小川のようになっていて、子どもが遊べるような場所があるのですが、建物を解体した後も、広場のように集まって遊べる場所があるといいなという地元の声があります。若柳公民館が移転して、もともと広場だったところが新しい公民館になったことで、駐車場は広いのですが、広場

のように安心して遊べる場所がないという話も聞きますので、旧公民館跡地を活用できたらいいのになあとと思います。跡地はどこの所管になるのでしょうか。跡地の利用を要望する場合の窓口は、教育委員会になりますか。

社会教育課長

解体後の跡地は管財課の所管となります。ご要望については、管財課と相談したいと思います。

教育部長

建物の解体までは教育委員会が所管します。現在の予定では、旧公民館の東側の公園部分も含めて解体する予定です。また、旧公民館の敷地は、民地との境界が不明確な部分があり、今後、その調整を行う必要もあります。さらに、排水路を整備したり、敷地内の通路を正規の道路として整備するなど必要になってくると思います。公民館建替えの事業ということで、新築から解体までが一連の事業となっておりますので、跡地利用については、今後検討ということになります。

千葉委員

放課後児童健全育成事業の条例についてお聞きします。条例では、安全計画を策定して周知することや、利用者の移動のための自動車運行に関して確実な方法で利用者の所在を確認しなければならないことなどが定められるようですが、安全計画は誰が策定することになりますか。また、安全確認が正しくなされているかどうかの確認は誰が行うのでしょうか。

社会教育課長

昨年、福岡県で保育所の通園バスに取り残されて亡くなられたことを受けての国の基準が改められたことによるものですが、安全計画については、市から事業の委託を受けている業者が市と協議して策定するものとなります。また、利用者の安全確認については、委託先の業者が行います。

千葉委員

委託された業者が、これらを確実に実行できているかどうかの確認や指導については、市が行うということによろしいですか。

社会教育課長
教育長

そのとおりです。確認や指導など市がチェックすることとなります。ほかにありませんか。

(なしの声あり)

教育長

質問がないようですので、報告第2号を終わります。

10 議 事

教育長

6 議事に入ります。

日程1 議案第4号 栗原市教育委員会に属する県費負担教職員の任免に関する内申については、人事に関する案件でありますので、秘密会として、御審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長

異議なしと認め、日程1 議案第4号は、秘密会として審議します。

説明員以外の退室を求めます。暫時休憩します。

(菅原次長以外の事務局員退席)

教育長

ここで、秘密会の取り扱いを終了いたします。退席者の入室のため、暫時休憩します。

(事務局員入室)

教育長

休憩中の会議を再開します。

1 1 その他

教育長

7 その他 に入ります。事務局から報告があります。

第16回栗原市写真展、春の祭典「舞踊と民謡 流派の集い」、みやぎミュージックフェスタ2022 in くりはら について、説明をお願いします。

社会教育課長

定例会資料2の105ページをお開き願います。第16回栗原市写真展の開催についてでございます。2月25日(土)から3月5日(日)まで、栗原文化会館を会場に、市内で撮影されました自然、風景、お祭りなどの写真が展示されます。入場無料となっておりますので、是非ご覧いただければと思います。

次に、106ページをお開き願います。春の祭典「舞踊と民謡 流派の集い」の開催についてでございます。3月5日(日)午後1時から、若柳総合文化センターを会場に開催されます。全席指定で前売券が500円ととなっておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、107ページをご覧ください。みやぎミュージックフェスタ2022 in くりはら の開催についてでございます。3月12日(日)午後2時から栗原文化会館を会場に開催されます。栗原市で活動する団体と宮城県芸術協会オーケストラの共演によるコンサートとなります。教育委員の皆様には、後日、入場券を送付させていただきますので、ご来場いただければと思います。

社会教育課からは以上となります。

教育長

次に、令和4年度栗原市教育委員会関係行事について、説明をお願いします。

教育総務課長

定例会資料2の108ページをご覧ください。

3月分の栗原市教育委員会関係行事について、お知らせいたします。主な関係行事としては、2月25日(土)から3月5日(日)まで第16回栗原市写真展が栗原文化会館を会場に開催されます。また、同じく3月5日(日)には、春の祭典「舞踊と民謡 流派の集い」が若柳総合文化センターで開催されます。

次に、2月14日(火)から開会となります令和5年第1回栗原市議会定例会は、3月10日(金)までの会期となっております。

また、3月12日(日)は、みやぎミュージックフェスタ2022 in くりはら が栗原文化会館を会場に開催されます。

日付けが戻りますが、3月10日(金)には中学校の卒業式が、15日(水)から17日(金)にかけては幼稚園の修了式が、また、17日(金)には小学校の卒業式、18日(土)には若柳認定こども園の修了式が予定されております。

30日(水)は、教職員の離任式を栗原文化会館で開催いたします。その他、ご覧のような行事が予定されています。

なお、先月の第1回教育委員会定例会の折に、教育委員の皆様方の卒業式・修了式と入学式・入園式への出席日程を調整させていただいた日程一覧を配布させていただいております。教育委員の皆さまには、御出席いただく機会が多くなっておりますのが、ご対応のほど、よろしくお願いたします。説明は、以上でございます。

教育長 質問はありませんか。

(なしの声あり)

教育長 質問がないようですので、7 その他 を終わります。

1 2 次回教育委員会の開催日程

教育長 次回教育委員会定例会の開催日程についてお諮りします。

令和5年3月20日(月)午後3時から開会したいと思います、いかがですか。

(異議なしの声あり)

それでは、次回定例会は、3月20日(月)午後3時からの開催とさせていただきます。

1 3 閉会

教育長 以上をもちまして、令和5年第2回栗原市教育委員会定例会を閉会いたします。

午前11時35分

1 4 本委員会の議決の次第は、次のとおりである。

日程1 議案第4号 栗原市教育委員会に属する県費負担教職員の任免に関する内申について

この会議録は、書記が作成したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年3月20日

会議録署名委員 _____

” _____